

最低賃金と処遇改善加算の関係

長野県の最低賃金は、10月1日より998円となることとなりました。パート職員の時給アップと、それに伴う他職員の引上げをどうするか、大変多くのご相談をいただいているところです。一律に50円アップするという法人もありますし、とりあえず最低賃金に抵触する人だけ引き上げて、その他のことは年度変わりの昇給のタイミングで考える、という事業所もあります。一概に何が正解と言うことはできませんし、法人・事業所の数だけ考え方があって当然だと思います。

そして、たまに話題になるのが処遇改善加算との関係です。つまり、最低賃金に達するための引上げ原資として処遇改善加算を充ててもよいのか、具体的には時給948円のパート職員に、処遇改善加算を使って50円を上乗せし、時給998円にするというやり方は問題なのか、という質問です。

これについて国の回答は、「**新加算等の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引上げを行っていただくことが望ましい**」としています（R6.3.15付「処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）」障害分野も同様）。要するに「できれば最低賃金までは独自財源で支給し、そのうえで加算を上乗せしてほしい」ということではありますが、あくまでも「望ましい」ですので、処遇改善を含めて最低賃金をクリアするという方法も違法ではありませんし、現実的にそのように対応している事業所も多いと思います。法人の実情に合わせて、ご検討ください。

質問・相談 事例集（雇用保険編）③

◆退職した職員に、週に1~2日、短時間でもヘルプに入ってもらえるようお願いしたい。その職員が失業給付を受けている場合、給付を受けられなくなるか。

→失業給付（基本手当）は仕事を探している人のための給付であり、就職した場合は給付が停止します。ただしここで言う「就職」とは、「週20時間以上の労働」を指し、週20時間未満で雇用保険に加入しない範囲のパート・アルバイトであれば失業給付をもらい続けること

ができます。もちろんこの場合も、「引き続き週20時間以上の仕事を探している（実際に求職活動をしている）こと」が条件ですのでご注意ください。

なお、一日に4時間以上働いた日は、その日の給付を受けられず、その日数分の受給は先送りになります。また、一日4時間未満の仕事でも、賃金額によっては失業給付が減額される場合もあります。

いずれにせよ、失業給付をもらいながら働いた場合には、その日数・時間と給料について、ハローワークにきちんと申告することが必要です。

◆65歳以上で退職した職員の失業給付は？

→失業給付（基本手当）の受給期間は、年齢や雇用保険加入期間、退職理由によって90日~360日の範囲で決まります。ただし65歳以上で退職した者には、「高年齢求職者給付金」として、一時金で支給されることになっています。被保険者期間が1年以上の場合：50日分、6ヶ月以上1年未満：30日分 が一度に支給されます。

一時金なのでハローワークへ毎月足を運ぶ必要はありませんが、通常の給付と同様、就職する意思と能力があり、職を探していることが条件となります。

次回へ続きます

セミナー開催決定！

今年度も、「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー」を開催いたします！

日時：令和6年11月8日（金）13:30~16:00

会場：長野市若里市民文化ホール 会議室

内容：「労務コンプライアンス（労務管理の基礎）」

「福祉・介護現場における生産性向上とは」

あらためて労務管理の基礎知識を習得・確認したい方、これからの事業所運営に向け、生産性向上について考えてみたい方、ぜひご参加ください！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：mail@sugiyama-sr.net